CC1-5102-1(6)

製造免許申請書　次葉６

酒 税

「酒類の販売管理の方法」に関する取組計画書

酒類販売管理者の選任予定者	（役職、申請者との関係、生年月日等）
酒類販売管理研修の受講予定等	受講日又は受講予定日：令和　　年　　月　　日 研修実施団体：

（酒類販売管理者に代わる責任者（予定者）の人数及び氏名等）　　総数　　名

氏　名　（年齢）	（　　歳）	（　　歳）	（　　歳）
（　　歳）	（　　歳）	（　　歳）	（　　歳）

	項　　目	区　分	※　税務署整理欄（実態確認状況）
酒類販売管理者関係	1　酒類の販売業務を開始するときまでに、酒類販売管理研修を過去３年以内に受けた者の中から酒類販売管理者を選任する。	は　い・いいえ	□ 有 □ 無
	2　公衆の見やすい場所（通信販売を行う場合は、カタログ等（インターネットを含む））に、酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講事績等を記載した標識を掲示する。	は　い・いいえ	□ 有 □ 無
二十歳未満の者の飲酒防止関係	1　20歳未満と思われる者に対して、身分証明証等により年齢確認を行う。	は　い・いいえ	□ 適 □ 不適
	2　夜間（午後11時から翌日午前5時）において指名し、配置する予定の「酒類販売管理者に代わる責任者」は成年者である。 （注）夜間販売を行っていない場合や酒類販売管理者に代わる責任者を指名する必要がない場合には、「該当なし」に○印を付してください。	は　い いいえ 該当なし	□ 適 □ 不適
	3　20歳未満の者の飲酒防止に関するポスターを掲示する。	は　い・いいえ	□ 有 □ 無
	4　「その他の取組」の概要　（※上記以外の取組をしている場合にその内容を具体的に記載してください。 （例）「レジに啓発のためのグッズ等を置く」、「レジ袋に20歳未満の者の飲酒防止啓発のための表示をする」等）		
二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の実施予定	1　酒類の陳列場所を設けて販売する。 （注）「いいえ」に「○」を付した方は、次の(1)及び(2)の記載は不要です。	は　い・いいえ	
	(1) 酒類の陳列場所に、表示基準に則って「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示を行う。	は　い・いいえ	□ 適 □ 分離 □ 区分 □ 不適
	(2) 酒類の陳列場所が壁等により他の商品の陳列場所と明確に分離されていない場合は、明確に区分するための表示（「陳列されている商品が酒類である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示）を行う。	は　い・いいえ	□ 適 □ 不適
	2　酒類の通信販売（インターネットを含む）を行う。 （注）1　この表示基準でいう「通信販売」とは、「通信販売酒類小売業免許」を付与されて行うものに限らず、一般酒類小売業者が免許条件の範囲内で行う通信販売を含み、商品の内容・価格などをカタログ、新聞折込チラシなどで提示し、郵便、電話、ファックスなどの方法で注文を受けて行う販売をいいます。 2　「いいえ」に「○」を付した方は、次の項目の記載は不要です。	は　い・いいえ	□ 適 □ 不適
	酒類の通信販売（インターネットを含む）における広告、カタログ、申込書、納品書等に、表示基準に則って「20歳未満の者に対しては酒類を販売しない」旨の表示を行う。	は　い・いいえ	□ 適 □ 不適
	酒類の購入申込書等に年齢記載欄を設ける。	は　い・いいえ	□ 適 □ 不適

（注）酒類製造者又は酒類販売業者のみに販売する場合には添付を省略することができます。